

令和9年度予算編成方針

【予算編成の基本姿勢】

我が国経済は、長年のデフレを脱し、近年では、賃金、物価ともに上昇している状況である。加えて物価については、中東情勢などの要因もあって高騰しており、本市財政に影響を及ぼしている。その結果、令和7年度決算では市税や地方交付税は増加し、実質収支、連結実質収支ともに黒字であったものの、経常収支比率は102.4%と、前年度と比較して財政の硬直化が深刻となっている。このようななか、市立病院事業会計では地方公共団体の財政の健全化に関する法律および地方財政法上の資金不足額が増加し、泉大津市立周産期小児医療センターが現行の公設公営のままでは、一般会計からの追加繰出に依存し続け、また、これをもってしてもなお、資金不足の解消には至らず、連結実質赤字を生ずるなど本市財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがある。これを回避し、現行の医療提供体制の維持を図るため、令和10年4月に、公設民営による指定管理者制度へ移行するものである。これに伴い多額の財政負担が生じ、その結果、令和9年度末の財政調整基金残高は現行の1/2を下回る見込みである。

このように令和 9 年度は、本市財政にとってまさに正念場の年度である。極めて厳しい財政状況であることを全職員が共有し、限られた財源の中で、市民サービスを維持・向上できるよう、職員一人ひとりが知恵と工夫を最大限に発揮し、全庁一丸となってこの難局を乗り越えなければならない。

【予算編成の考え方】

令和 9 年度予算編成は、以下の 4 つの考え方をベースとして行うものとする。

I. 「第 5 次泉大津市総合計画」の体系に沿った施策・事業の展開

各部局においては、基本構想における「まちづくりの将来像」の実現に向けた施策の展開を図るとともに、既存事業については、あらためて目的・理念を再確認し、目標設定を行うこと。最小の投資で最大効果を発揮するため、必ず見直しを行い、より効率的・効果的な実施方法の導入を積極的に行って頂きたい。

II. 「泉大津市公共施設適正配置基本計画【第 3 期】」に基づく公共施設の整備

平成 29 年 6 月に策定した「泉大津市公共施設適正配置基本計画」は残り 13 年で、令和 9 年度に最終期である第 3 期を迎える。同計画に示す基本理念「誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設」と「5つの基本方針」の考え方を基本として、適切に対応を進めていくものである。

Ⅲ. 「元氣な泉大津をつくる」ため安心感をもって暮らせる泉大津の実現

「教育・子育て」「福祉・健康づくり」「暮らしと環境・文化振興」「地域経済と賑わいづくり」「地域防災力の強化」「行財政改革と自立した地方政府」、これらの政策や取り組みをすすめることで、安心感をもって暮らせることを徹底追及する。今後も、既存の枠組みや概念に囚われず、いろいろな視点や発想、あらゆる角度からのアプローチを試みる必要があり、またそれを進めていくものとする。

Ⅳ. 「第 3 次泉大津市財政運営基本方針」で見通した連結実質赤字の回避

本市の財政状況は近年、将来負担比率および経常収支比率は悪化が続いている。また、同方針では、令和9年度に連結実質赤字が生じ、令和12年度には早期健全化基準超過を見込んでいる。現行の医療提供体制維持及び市財政への影響に鑑み、令和10年4月に周産期小児医療センターを指定管理者制度へ移行するが、これにあたっては、令和9年度には多額の繰出金が必要となる。

これらのもと、令和9年度予算編成における要求及び査定の基本原則を述べるものである。

まず、予算の要求にあたっては、

新規・既存事業の別なく目的・理念を再確認し、目標設定を行うとともにコスト及び財源への意識を徹底する事。

賃金、物価高騰に伴う、物件費や人件費の上昇分を単純に増額要求するのではなく、創意工夫により、要求総額の抑制に努めること。

経常的経費は、実績値や単価を厳格に精査し、真に必要なものに厳選して要求すること。

低執行率の事業については、例年通りの要求とせず、決算に見合った要求額とすること。

窓口受付時間等の見直しに伴い、委託範囲の精査を行い、経費削減に向けた検討を行うこと。

補助金等の特定財源獲得に努め、一般財源の負担軽減を図ること。

事業の必要性、妥当性を納得、理解できるよう客観的なデータや明確な根拠をもつてのぞむこと。

令和9年度実施の事業に必要な予算は当初予算に計上すること。

複数年度にわたる契約について、物価及び賃金の上昇への対応はスライド条項を設定し、上昇を見込んだ金額での契約とはしないこと。

次に、査定にあたっては、

新規事業については財源の有無や後年度の財政負担は当然として、事業の緊急度、優先度、必要性、効果や実現可能性を見極めた査定を行う。

継続事業は、必要に応じた工夫や業務改革に資する取組みの効果を見極めた査定を行う。

特定財源の獲得に向けた検討の有無を確認する。

補正予算については、緊急性を有するもの以外は、原則認めない。

以上である。

【重点的施策の基本的な考え方】

重点的施策の展開にあたっては、前例踏襲を是とせず、創意と工夫による業務改革を実行する必要がある。そのことをベースに、至るべき姿として「社会課題の解決」「食料インフラ整備と市民生活の安定」「市民のQOL向上」「まちの環境・品質向上」「まちのプロモーション」「シビックプライド醸成」「市民→志民の増加」「歳入の確保」を想定し、成功事例などの情報収集や時勢に応じた対応をしつつ、民間との連携と市民とともに作りあげることで、至るべき姿へと到達すべきものである。

【重点事項】

令和9年度予算編成にあたって、次に示す7点の事項について重点事項とするものである。

- 1 AIを活用したDXの更なる推進及び業務改革（効率化）の推進
- 2 各世代のライフステージに応じた暮らしと学びの支援
- 3 健康リテラシーの向上・健康寿命延伸
- 4 活力ある地域経済の創造と商工業の振興

5 シティプロモーション

6 近隣・広域連携ネットワークの深化による共存・共生

7 防災力の更なる強化

これらの事項に関して施策を展開するものである。

【最後に】

冒頭での説明のとおり、令和9年度は、泉大津市立周産期小児医療センターの指定管理者制度への移行に伴い多額の財政負担が生じる見通しであり、同年度末の財政調整基金残高は、20億円を下回る見込みである。まさに令和9年度は本市財政の正念場と言っても過言ではない。

このため、一律にシーリングを設けることはしないが、新規・既存事業を問わず、例年以上に厳格な査定を行うものである。また新規事業は、緊急度・重要度・必要性・効果・財源を厳格に検証することとし、既存事業は、廃止・縮小・統合を含め徹底的に見直しを行う。

「将来に希望がもてる、元氣な泉大津をつくる」ためにも、職員各位において、一人ひとりが学びと研鑽を続け、常に改革の視点、時代の流れを読む視点を持ちながら、挑戦する気概、創意と工夫に

よる効率的で効果的な行財政運営に取り組み、この難局を乗り越えられるよう最大限努力されたい。